

信州やまなみ国スポ・全障スポ 情報通信基本計画

1 趣旨

この計画は、信州やまなみ国スポ・全障スポ（以下、「両大会」という。）を円滑に運営するため、情報通信設備の整備について基本となる事項を定める。

2 基本方針

情報通信設備は、可能な限り既存の設備を活用することとし、整備及び運営に当たっては、関係機関及び団体等と十分な調整を行い、経済性を考慮しながら効率的かつ円滑な通信を図る。

3 整備の対象

情報通信設備の整備対象範囲は次のとおり。

(1) 両大会運営に関する情報通信設備

ア 県は、開・閉会式等及び各競技会の円滑な運営を図るため、両大会を運営する県実施本部等に必要な情報通信設備を整備する。

イ 国スポの会場地市町村は、各競技会の円滑な運営を図るため、市町村実施本部等に必要な情報通信設備を整備する。

(2) 記録業務の実施に関する情報通信設備

迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務を円滑に実施するため、県は両大会の記録本部及び全障スポの各競技会場において、会場地市町村は国スポの各競技会場において必要な情報通信設備を整備する。

(3) 参加者等への情報提供に関する情報通信設備

県及び会場地市町村は、開・閉会式等及び各競技会の参加者並びに一般観覧者に競技日程、結果等の情報を提供するため、総合案内所等に必要な情報通信設備を整備する。

4 情報通信機器の種別

情報通信機器の種別ごとの特徴を考慮して業務内容に適した機器を整備する。

(1) 有線系

利用頻度が著しく高く、又は重要度が高い場合は専用電話とし、それ以外の場合は固定電話（光電話を含む。）とする。

また、必要に応じて、ファクシミリの設置やインターネット環境の整備を行う。

(2) 無線系

移動通信は、携帯電話又は無線とする。

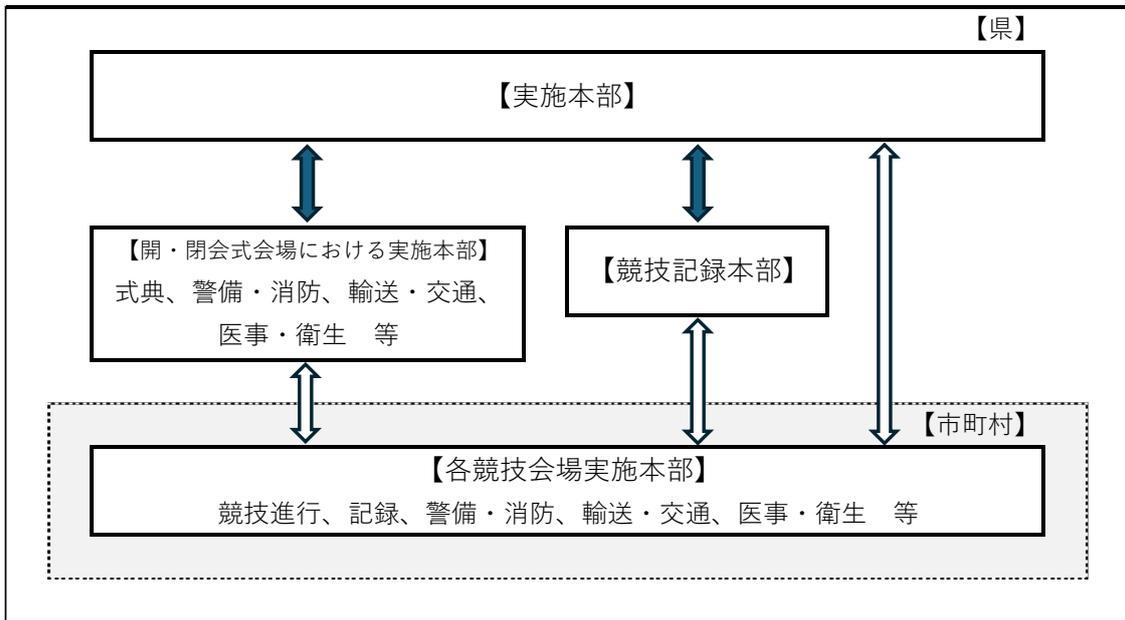
なお、機器の選定に当たっては、当該通信地域の電波状況、通信に求められる重要度、通信の頻度、効率性及び経済性等を考慮して選定する。

5 情報通信機器の調達方法

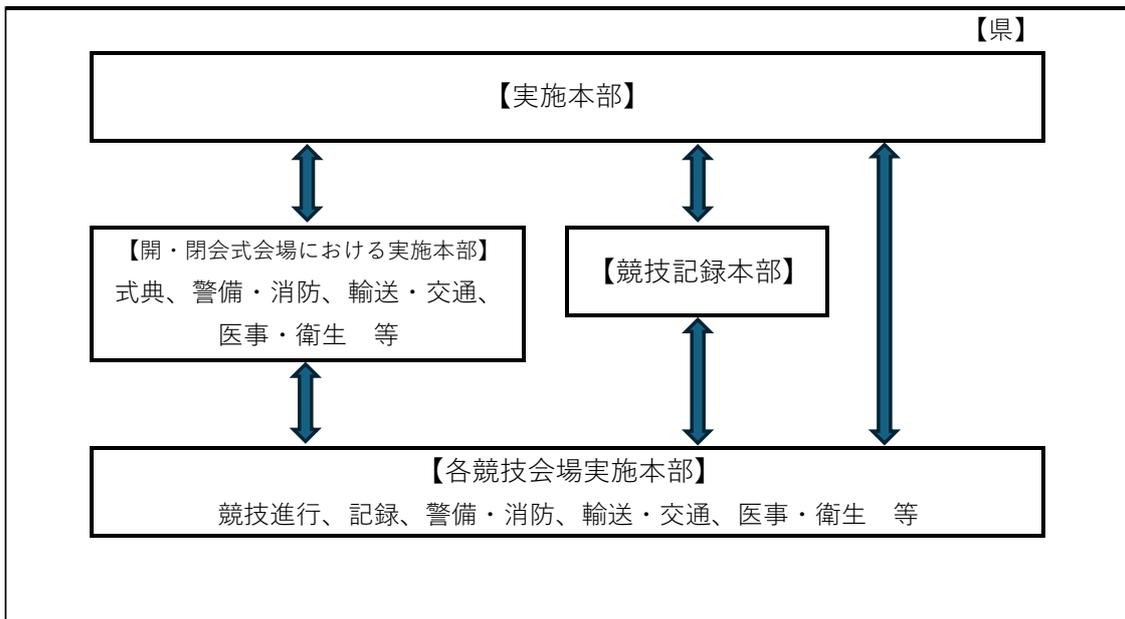
県及び会場地市町村は、情報通信設備の整備に当たっては、企業協賛による無償貸与、運営指導及び電解強度調査等の技術援助により、整備等に要する経費の節減に努める。

6 県及び会場地市町村の整備・運営区分

信州やまなみ国スポ



信州やまなみ全障スポ



↑ ↓ 県同士の情報通信

↑ ↓ 県と市町村の情報通信